

「学校いじめ防止基本方針」

栄光学園中学・高等学校

I. 基本的な考え方

1. いじめの定義

『神奈川県いじめ防止基本方針』には、「いじめ」の定義について次のように記されています。

いじめの定義は、『いじめ防止対策推進法』（以下法律）第2条で「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。（実際の条文の「児童等」を「生徒」に置き換えました）

また、国の基本方針では『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈することのないよう努めることが必要である。』と補足されています。

神奈川県では、法の定義や国の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえます。

2. いじめに対する基本認識

- (1) いじめは、いじめを受けた子供の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対にやってはいけない行為である。
- (2) 本校でもいじめはある、いつでも起こりうるという心構えを持ち、日常的に生徒の様子をよく観察することが必要である。
- (3) 暴力的な行為よりも、冷やかしたりからかい、物を隠すなどの行為から集団的いじめに発展しているケースが多いことに注意する。
- (4) 「ダメだ」、「止める」といった上からの一方的な指導だけでは解決しない。いじめられている側、いじめている側双方からよく事情を聴き、いじめの背景にある人間関係を分析して、対応を考える必要がある。
- (5) いじめられていることは、本人からは、なかなか親や教師には言えない。深刻になればなるほどその傾向が強くなるので注意が必要である。
- (6) いじめられている側が、「自分にも非があるので、みんなから責められても仕方ない」と考えてしまっているケースもある。一方、いじめている側は、「遊び」や「ふざけ」、「いじり」をしているだけで、いじめているという認識がないことが多い。

- (7) いじめの構図には、「いじめられる子」と「いじめる子」だけでなく、それをおもしろがって見ている「観衆」、それを見て見ぬふりする「傍観者」が存在する。この観衆や傍観者もいじめに荷担していることになる。
- (8) いじめは絶対にやってはいけない行為である。一方で、いじている生徒も人間としてかけがえのない存在である。いじめられている側だけでなく、いじている側が大きな問題を抱えている場合も多いので、両方のケアが必要である。

3. いじめ対策の基本理念

栄光学園の教育は、「キリスト教的価値観、またイエズス会の創立者、イグナチオの精神を基盤とし、生徒一人ひとりが神から与えられた能力を十全にのぼし、より人間的な社会の建設に貢献する人間に成長するようにたすけること」を基本理念としており、その行動の原点として MEN FOR OTHERS, WITH OTHERS（自分の力を喜んで人々のために生かすことのできる人間）を掲げています。

一方、いじめは「いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」（法律第1条）です。

2013年に『いじめ防止対策推進法』が定められ、同法第4条に「児童等はいじめを行ってはいけない」と規定されましたが、栄光学園においてもやってはいけないことは自明のことです。

全世界のイエズス会学校教育の指針を示した『イエズス会教育の特徴』には、次のように書かれています。

「イエズス会教育は、神によって創られた人の全人的成長をはぐくみます。これはイエズス会教育特有の『キリスト教的ヒューマニズム』とも言われます。イエズス会教育は、責任をともなう自由を行使すれば人が幸せになるということを強調しますが、もちろん、一人ひとりの人が罪を犯し、罪の影響を受けている事実も認めます。ですから、自分の自由を妨げる罪に正面から立ち向かえば、神の助けによってゆるしとやり直しが与えられる、ということを一人ひとりの生徒がしだいに理解できるように教え導きます。」
(『イエズス会教育の特徴』54, 下線も原文通り)

栄光学園では、いじめに対して毅然とした姿勢で臨むと同時に、これをただ単に厳しく罰するだけではなく、「生徒一人ひとりに心を配る」というイエズス会教育の原点に立ち返り、いじめ問題を克服していきます。

4. 一人ひとりに心を配り、世話をすること

責任をもって自由を行使できるようになるための成長は、生徒と教師の一对一の人間関係によって育てられます。教師や管理職は、イエズス会の会員であれそれ以外の教師であれ、勉学面の指導にとどまらず生徒たちの日常にも心を配ります。一人ひとりの生徒の知的、情緒的、倫理的、霊的成長に関心をもち、一人ひとりが自分の価値

に目覚め、共同体の中で責任を持てる人となるよう励まします。生徒のプライバシーを尊重しながら、人生の意味に対する生徒の心配や悩みに耳を傾けます。生徒と喜びや悲しみをともにし、個人としての成長や、他人との人間関係について示唆を与えます。こうして教育共同体の大人たちは生徒を導き、「利己心」を超える生き方の選択、すなわち、他者に心を配る生き方も選択できる価値観を育てていくのです。大人たちは生徒の模範となる生き方をするように努め、また自分の人生経験を喜んで生徒と分かち合います。「一人ひとりに心を配る」こと（cura personalis）は、今もなおイエズス会教育の基本的な特徴の一つです。

自由は、共同体の中での責任をとることを意味します。「一人ひとりを大切にする」ことは、教師と生徒の人間関係に限られたものではなく、カリキュラムや学校生活全体に行きわたります。教育共同体のメンバー全員は、互に関心をもち、互いから学び合います。生徒同士、教職員、スタッフ、その他の大人同士の人間関係においても同じ心配りがあります。また、その心配りは、卒業生、保護者、そして生徒の家庭生活にも広がっていきます。（『イエズス会教育の特徴』43～44、下線も原文通り）

5. いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

- (1) 生徒の居場所を増やす。教室だけ、部活だけでなく、多様な居場所を持たせる。
- (2) 周囲の生徒を、観衆や傍観者にしない。同調しない生徒を増やし、さらに生徒の中にも支援者となれる生徒を育てる。（Bystander でなく Upstander を育てる）

* Upstander とは、「他人のためになる行動を起こす人」。

Bystander とは、「見物人、傍観者」。

- (3) 保護者との協力関係や情報共有を大切にする。保護者は、子どものささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとコミュニケーションをとるよう心がける。学校と家庭が連携して、学校・家庭を子どもにとって安全で安心して過ごせる場に保っていく。
- (4) 生徒対応の中心は学級担任であるが、学年担任団や、学年教科担当者、生徒指導部、部活・課外活動顧問、養護教諭、教育相談担当等の教職員が連携して対応にあたる。担任が一人で問題を抱え込まないように、関係者間での情報共有と協力を大切にする。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、情報収集や生徒・保護者への啓発を行っていく。

II. 基本的施策・措置

1. いじめ防止対策のための組織

栄光学園では、従来より生徒指導部会議において、いじめを含む生徒の情報を共有し、問題の早期発見、早期対応につとめてきました。会議は生徒指導部長を中心に、生活指導担当（各学年担任団から1名ずつ＋2名）、養護教諭、教育相談担当が出席し、原則として毎週1回開催され、生徒指導上の情報共有と対応の検討を行っています。共有された情報は必要に応じて、校長・四役に報告し、事案によってはスクールカウンセラーや学校医が対応に加わります。

- ① 組織の名称 : 生徒指導部会議
- ② 構成員 : 生徒指導部長、生活指導担当、養護教諭、教育相談担当
- ③ 会議 : 生徒指導部会議は、原則として毎週 1 回開催し、いじめ事案発生等必要な場合は、臨時会議を開催する。
- ④ 各担当の役割
 - 生徒指導部長 : 全学年から生徒に関する情報を集め、必要な指示を行う。
校長・四役と相談の上、必要な対外的措置を行う。
 - 生活指導担当 : 学年担任団と情報を共有しながら、生徒の観察・指導にあたる。
事案発生時に学年担任団（必要に応じて部活・課外活動顧問）と協力して調査を行う。
当該生徒や学年全体に対して、学年担任団とともに、教育相談とも協力して継続的指導を行う。
 - 教育相談担当 : 当該生徒（いじめの被害者・加害者）・その保護者のケアを担当団と協力して行う。
必要に応じて、学校医に相談する。
 - 養護教諭 : 当該生徒（いじめの被害者・加害者）・その保護者のケアを担当団と協力して行う。
必要に応じて、保健室で生徒を保護する。
 - カウンセラー : 当該生徒（いじめの被害者・加害者）・その保護者の求めに応じて、カウンセリングを行う。
生徒指導部長と協力して、生徒・保護者全般にアドバイスを行う。

2. いじめの未然防止と早期発見のための取り組み

- (1) 倫理の時間をはじめとして、授業や HR など、いじめやコミュニケーション、人間関係等について考える機会を設ける。
- (2) 課外活動や学校行事等の全員参加の活動とともに、宗教活動をはじめとする有志が参加できる諸活動など、様々な体験の場を準備し、生徒の活躍の場や居場所を増やす。
- (3) いじめの防止を含む、生徒指導に関わる取り組みを計画的に実施する。
- (4) 生徒一人ひとりが、学校においても、家庭においても「自分が愛されている」「自分が受け入れられている」ということに気がつけるような環境と関係づくりを目指す。
- (5) 「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる問題である」という認識を持ち、日頃から生徒の言動や生活の様子に目を配るとともに、教職員側から積極的な声かけを行うなどして、生徒から相談しやすい関係をつくとともに、生徒の発する小さなサインを見逃さないようにする。
- (6) 生徒や保護者には、気づいたこと、気になったことがあれば気軽に相談することを繰り返し勧めていく。「こんなこと言ったらどう思われるか…」「どうせこんなこと言っても…」とためらってしまい、問題を放置してしまうことがないようにしたい。
- (7) 日常的に教職員間での情報共有につとめ、学校の様々な場面で、多くの目で生徒を見守り、サポートが必要な場合は迅速に行う。

- (8) 教職員は指導に際して、自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- (9) ネットいじめなど、いじめや生徒間のトラブルはかつては想定していなかったものも増えており、次々と新しいケースが出現している。教職員による校内研修会を行うなどして、このような変化に対応できるようにするとともに、生徒、保護者への啓発を行う。
- (10) 生徒同士が思いやりをもって、お互いにサポートし合えるような雰囲気育てていく。困っている仲間を支え合うための取り組みを進めていく。
- (11) 生徒への調査（アンケートなど）を定期的に行うとともに、生徒から相談を受けやすいように相談窓口を設ける。

3. いじめの早期解決のための措置

- (1) 生徒がいじめを受けている、又は受けている可能性があるとの通報、相談があった場合には、生徒指導部長の指揮の下、直ちに生活指導学年担当、当該担任団、必要に応じて部活・課外活動顧問が中心となって、事実関係の確認をするとともに、指導部会議を招集し情報を共有し、対応を協議する。
- (2) 事情聴取を行った場合は、その事実を当該生徒の保護者に連絡し（被害者、加害者とも）、学校で把握した事実関係について報告するとともに、家庭でつかんでいる情報と食い違いがないかを確認するなどして、正確な情報の把握につとめる。
- (3) いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせるよう指導するとともに、いじめを受けた生徒を最後まで守り、安心・安全な学園生活を送ることができるよう、生徒及び保護者とともに考え、必要な支援を行う。
- (4) いじめた側の生徒には、いじめは絶対に許されない行為であること、その生徒の言動がどれだけ相手を傷つけたかを理解させる。一方で、その生徒がいじめの行為に至った背景を把握し、今後本人が正常な学園生活を送れるよう、生徒及び保護者とともに考え、必要な支援を行う。
- (5) 生徒には、いじめた側に対しての制止等の強い対応までは期待できないまでも、いじめられた側に対して励ましの声をかけをしたり、自分は同調していないことを伝えるだけでも十分サポートになることを理解させる。
- (6) 生徒がネットいじめを受けているとの通報や相談を受けた際には、速やかに一連の掲載情報を確認し、その内容を印刷や写真等により保存するとともに、必要に応じ地方法務局等の協力を得ながら、インターネット上の情報の削除依頼等を行う。
- (7) 「校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要であると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。」（法律第 25 条）
- (8) いじめにともなう犯罪行為については、所轄警察等と連携して対処する。

Ⅲ. 重大事態への対処

1. 重大事態の定義（法律第 28 条）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係の調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

2. 重大事態かどうかの判断

重大事態かどうかの判断は、以下の記載に基づいて、原則として各学校（本校は学校長）が判断する。（『神奈川県いじめ防止基本方針』より）

法律第 28 条第一号の『生命・心身又は財産に重大な被害』については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な損害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

同第二号の『「相当の期間」』については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査することが必要である。（文部科学省『いじめの防止等のための基本的方針』より）

3. 県知事への報告

「学校法人が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない。」

（法律第 31 条）

4. 対応の手順

- ① 重大事態と判断したならば、その旨を、学校法人及び知事に速やかに報告する。

- ② 校長・四役の指揮の下、生徒指導部会議、当該担任団（必要に応じて当該部長・課外活動顧問）による、当該事案に対処するための組織を設置する。この組織には当該重大事態の性質に応じて、弁護士、カウンセラー、精神科医などを加える。
- ③ 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。調査のために実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。
- ⑤ 上記調査結果は、学校法人及び知事に報告する。なお、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。調査を実施する際には、予めそのことをいじめを受けた生徒及びその保護者に伝えておく。

IV. その他留意点

(1) この方針の制定がいじめ防止につながったかどうか、生徒、教職員、保護者の関係が「イエズス会教育の特徴」に示されているような、共同体的交わりの実現に向かっているかどうかについて、真摯な姿勢で見直していく。その際、イエズス会学校で大切にしている「イグナチオ的指導法 (IGNATIAN PEDAGOGY)」(「体験」→「内省」→「実践」→「評価」) に従い、学園構成員の全てが、学び続けていくことが肝要である。

(2) 相談窓口

原則として担任又は当該部長・課外活動顧問であるが、教職員の誰でもよい。相談を受けた教職員は、直ちに生徒指導部長に報告する。

附則 この方針は2015（平成27）年3月20日公布とする。

この方針は2015（平成27）年4月1日施行とする